

きるものではありません。その根本的な理由として、

第一に、冒頭で表明したように、再稼働よりも、福島原発震災の被災者たちの全面的な救済、福島自己の原因究明と後始末こそ最優先すべきだからです。

第二に、1基の大型原発が1年間稼働するだけで広島型原爆1000発分の「死の灰」を生成、蓄積せざるを得ないからです。国内の原発群はすでに同120万発分に達していて、再稼働はそれの増加につながり、後世代へ巨大な負担をのこすことになります。また、原発内の被ばく労働者の累計は、広島・長崎の原爆被爆者65万人に迫ろうとしています。膨大な放射性物質が放出・拡散すれば、いかなる惨禍に見舞われるかを、フクシマから十二分にまなばなければなりません。この一事だけでも、再稼働は許されないはずで。

第三に、麻薬的な原発マネーにより国内植民地化された「立地(集中)地元」の過去と現在から目をそらし、もっともらしい個別の安全論議に終始しているからです。関西圏の火力発電所は12か所37基が瀬戸内海側に林立しているにもかかわらず、関西電力の原発は若狭の3町に11基が集中し、超高圧電線で関西圏に送電されてきたのです。「必要神話」はともあれ、「安全神話」は福島や若狭に1基目の原発が設置された時、原理的に崩壊していたのであり、2011年3月11日に現実的に完全崩壊したのです。そのフクシマ後においても、30km圏内の住民に避難指示が出されるのは、平常時の10000倍の放射線被ばくを強いられる状況になってから - という大事故の発生も織り込み済みの再稼働！このように「立地・周辺地元」の棄民政策は貫徹されているのです。従来の枠組みは、地元立地自治体と立地県の同意だけで原発を推進、強行できたのですが、大津地裁の高浜原発差し止めの決定によって揺るがされました。若狭の原発電力の「消費地元」の市民と自治体が今こそ広範に声を上げ、関西電力にブレーキをかけていただかないと、もろともに「被害地元」の憂き目を見ることになるのではないのでしょうか。(参考資料3)

第四に、わが地震列島が動乱周期に突入しているからです。福井地裁の樋口判決の警告通り、「万が一」の事故・事態は、遠い未来の仮定ではなく、チェルノブイリやフクシマで起こった既定の事実であり、近未来にも起こり得ることであり、「少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差し止めが認められるのは当然である」と重説されていることを想起しましょう。

- 15基もの原発集中化を余儀なくされ、憂慮し、苦闘してきた福井県下の17市町の住民のみなさん、これまでその電力を享受されてきた、あるいは若狭に連帯・支援を重ねてくださった関西の市民のみなさん、「第二のフクシマ」を繰り返させないために、再稼働反対の声をそれぞれの府県知事に届け、関西電力にブレーキかけるよう求めてまいりましょう。最後に、積年の若狭の一仏教者としての想い(参考資料4)もふくめて訴えます。「……／あとからくる者のために／山を川を海を／きれいにしておくのだ／あああとからくる者のために／みなそれぞれの力を傾けるのだ／あとからあとから続いてくる／あの可愛い者たちのために／未来を受け継ぐ者たちのために／みな夫々自分で出来る何かをしてゆくのだ」(坂村真民『詩集・詩国』より)

今年5月に、私も遅ればせながら初孫をさずかりました。爺馬鹿(じじばか)としても、その初孫と全ての子どもたちに、せめてもの贈りものをしたいのです。 合 唱